

ジョイフルF C 京都(きっず・ジュニア) 規約

第1章 総 則

第1条 (活動と名称)

本クラブはスポーツ少年団として活動し、「ジョイフルF C 京都」 きっず・ジュニアと称する。(以後ジョイフルF Cとする。)

第2条 (組織)

U-5～8 (きっず)、U-9～12 (ジュニア) で構成する。

第3条 (目的)

1. サッカー活動を通して、技術、ルール、マナーを習得し、仲間づくりを進め心身ともに人間性豊かな子供の育成と技術向上を目的とする。
2. サッカー活動を通して、地域社会に貢献することを目的とする。

第4条 (活動内容)

1. 本クラブは、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。

(1) サッカー活動 場所・日時

長岡第七小学校グラウンド・長岡第九小学校・その他周囲クランド
別途に定める予定で行う。長期休暇中はその限りではない。

(2) 地域活動 地域の事業、行事への積極的参加、奉仕活動。

(3) 指導者の資質向上の為に研修会等への参加、開催。

2. 入会資格

- (1) 所定の「入団申込書・貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、本クラブに提出し、本クラブ代表者に承認された者。
- (2) 会費の納入が可能で、スポーツ安全保険(財団法人スポーツ安全協会)に加入できる者。
- (3) 他のサッカースポーツ少年団や、サッカークラブに入っていない者。(2重登録の禁止)

3. 会費納入の義務

本クラブ員は、運営に必要な別途定める会費を納めるものとする。

但し、本クラブ指定の金融機関(京都中央農業組合 乙訓支店、神足支店)とする。

4. 退会及び休部条件

クラブ員及び保護者の退部、休部意志を確認の上、所定の「退会・休部届」に必要事項を記入の上、本クラブに提出し、代表者に承認された者。

第5条 (任命)

きっず、及びジュニアの各学年の監督・コーチは代表者が任命する。

第6条 (運営委員会)

1. 代表者が必要と認めた者で運営委員会を組織する。
2. 運営委員会は、本クラブの「運営に関する事項」「指導方針」「指導計画」「事業」等を策定するために構成する。
3. 運営委員会は、代表者が必要に応じて招集する。
4. 代表者が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第7条（事故・盗難の責任）

1. 本クラブは、クラブ員が試合（宿泊を伴うものも含む）又は練習時の活動中、或いは会場までの移動中に生じた事故等について一切の補償及び責任を負わないものとし、スポーツ安全保険（財団法人スポーツ安全協会）による範囲内で対処する。
2. 本クラブ会員は全てスポーツ保険＜A1区分＞（財団法人スポーツ安全協会）、指導者、本クラブが依頼した審判員は全てスポーツ保険＜AC区分等＞（財団法人スポーツ安全協会）に加入する。
3. 本クラブ員、指導者等の集合解散場所と活動場所への送迎は、各学年保護者送迎車を利用する。但し送迎車運転手は自動車保険加入者（対人対物賠償無制限有り）に限る。
4. 本クラブの指導に従わずに発生した事故・盗難については一切の責任を負わないものとする。

第8条（健康管理）

本クラブの活動に参加する者の日常の健康管理については、本人、保護者が責任を持って管理するものとする。（特にアレルギー等の疾患についてはくれぐれも本人、保護者の責任で行動するものとし、他は一切の補償、及び責任を負うことはないものとする。）

第9条（クラブ員・保護者の役割）

1. ボランティア組織である本クラブの方針を尊重し、クラブ代表者・監督・コーチ等役員の指示に従い、本クラブの活動を支援する。
2. 試合参加メンバーや選手起用など試合に関することや指導方針については、全て本クラブ代表者、各学年の監督に一任する。
3. 本クラブ活動の全体をクラブ代表者に一任し、本規約を遵守する。
4. 本クラブの取り決め事項は、運営委員会より保護者役員会に通達を行う
保護者はその通達を遵守する。

第10条（禁止事項）

本クラブ員は、次の行為を行ってはならない。

1. 本クラブの事前の承認を得ないで、第三者の主催する試合に参加すること。
2. 本クラブの秩序、風紀を乱す行為、及び本クラブの名誉を害する行為。

第11条（除名）

本クラブ員が次の事項のいずれかに該当した場合は直ちに除名することができる。

1. 本規約に違反したとき。
2. 本クラブ費を3ヶ月以上滞納したとき。

第12条（個人情報）

本クラブで知り得た個人情報は、第三者に故意又は過失によって漏洩したり、無断で使用しない。及びその結果として本クラブに損害を与えない。

第13条（風紀）

髪の毛など身体に関わる場所は子供らしく自然体を推奨する。

第2章 会 計

第13条（会費及びその他の費用）

本クラブの運営費用は、会員、その他の収入金によりまかなわれる。

1. 会費

ジュニア	入会金	1, 0 0 0円
	年会費	1, 0 0 0円
U-12.11.10	月会費	4, 0 0 0円
U-9	月会費	3, 0 0 0円

- (1) ジュニアでは、兄弟で入会の場合は、第2子以降500円、月会費が割引きされる。
しかし、きつずでは割引されないものとする。
- (2) 入会費は、入会申込書と一緒に現金で支払うものとする。
- (3) 年会費・月会費は口座により引き落とされる。
(年会費は毎年4月、月会費は2ヶ月分が偶数月の15日に引き落とされる)
- (4) 本クラブ員が退会される場合、納入された会費等は返金しないものとする。

きつず U-6.5

前期(4月～9月) 振込期間 3/1日～3/15日
会費 12,000円 入会費(保険代) 2,000円
後期(10月～3月) 振込期間 9/1日～9/15日
会費 12,000円

U-7.8

前期(4月～9月) 振込期間 3/1日～3/15日
会費 18,000円 入会費(保険代) 2,000円
後期(10月～3月) 振込期間 9/1日～9/15日
会費 18,000円

- (1) 半期ごとの更新とする
- (2) 上記振込期間中に指定口座に支払うものとする
- (3) 入会費は、入会申込書と一緒に現金で支払うものとする。
- (4) 期途中で入会する時は、期の残月の月会費と入会金2,000円で計算するものとする
- (5) 期途中で退会される時は、退会受付後の翌月から期末迄の会費を月割りで返金する。
但し保険料は返金しないものとする。

。

2. 練習試合・遠征費

- (1) 練習試合・遠征費等による交通費、宿泊費等は各学年個人負担とし、事前に金額を提示し、前納とする。(引率指導者の費用を含む。)

第3章 付 則

第14条

本クラブに必要な細則は、運営委員会において別に定めることができる。

第15条

この要項は、平成21年 4月 18日より実施する。

第2章 会計	第13条（会費及びその他の費用）	平成23年4月	改定
第1章	第7条（事故・盗難の責任）	平成25年4月	改定
第1章	第8条（健康管理）	平成25年4月	改定
第1章	第9条（クラブ員・保護者の役割）	平成30年4月	改定
第2章	第13条（会費及びその他の費用）	平成30年4月	改定
第1章	第1条（チーム名称変更）	平成31年3月	改定
第1章	第2条（きつず構成 U-5～8）	平成31年3月	改定
第2章	第13条（U-5 費用追加）	平成31年3月	改定
第2章	第13条（途中退会の返金 きつず）	平成31年3月	改定
第1章	第4条（活動内容）	令和8年4月	改定
第1章	第7条（事故・盗難の責任）	令和8年4月	改定
第1章	第13条（風紀）	令和8年4月	追加
第2章	第13条（会費及びその他の費用）	令和8年4月	改定